

——民法改正案をどう評価しますか。

「当初の大改正という意図から比べれば小さくまとまったという印象だ。だが、企業にとっては約款規定の

法制審議会（法相の諮問機関）は2月24日、民法の債権分野で企業と消費者の間の契約条件などを示す「約款」規定を新設する改正要綱を決め、上川陽子法相に答申した。政府は改正案を今国会に提出する。約款規定の導入で企業や消費者にどのような影響が出るか。審議会の部会などで委員を務めた佐成実・東京ガス法務室長と岡田ヒロミ・消費生活専門相談員に聞いた。

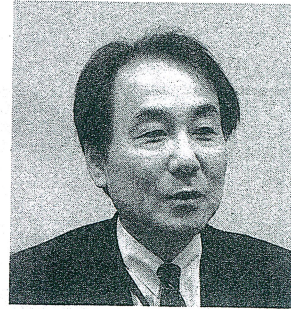
——民法改正案をどう評価しますか。

「消費者相談の現場でも、契約関連の基礎となる民法が分かりにくいと実感して

民法に約款規定導入 影響は？

法務

導入をはじめ各項目で実務的にかなりインパクトがある。（消費者との間で）新法に反対し、企業側の知



東京ガス法務室長 佐成 実氏

「約款の規制は消費者契約法など既にあり、法的にかなりインパクトがある。（消費者との間で）新法に反対し、企業側の知

約法など消費者法の問題であり、受け入れられないと主張した。これまでも約款は消費者契約法や各種業法

企業、全ての契約再点検を

で規制されており、それらで対応すべきだった」「事業者間取引が対象になるのではという懸念も大きかったが、法務省は「一

術）など導入に賛成する企業も一部にはありました。「（契約締結後に合理的な理由があれば）企業が変更できる規定が入ったこと

必要になりますか。「まずグループ企業の全ての契約について、改正案に規定された『定型約款』に相当するものとし、その内容を再点検する必要があります。改正案で規定された約款に相当しなくても、これまで判例などで法的拘束力が認められてきた約款に当たらないものについては、混乱が起きないように、取引先への説明などに時間をかけて対応する必要があります」

消費生活専門相談員 岡田 ヒロミ氏



ことで、一般国民に分かりやすくなる部分も多くなるだろう」

——消費者代表として約

消費者保護、関連法で補強

いた。判例はあるが、条文としては規定がない分野が

款規定の導入を強く求めています」

全般的に多く、相談員でも理解しにくかった。今回その

「当初、民法に消費者と事業者という概念を入れる可能性が議論されたが、実

「かつて消費者契約法で約款が規定されたとき、消費者団体には「不完全な用でできる幅が広がる。適格なものなら入れない方がいい」との主張があった。だが、日本企業には法律を守

発になるのではないかと判断も個別の業法や消費者

「民法の改正要綱づくりのなかで落ちてしまった部分や足りなかった部分を充実に、民法よりもさらに具体的なルール作りを求めたい」

（聞き手は児玉小百合）